

令和6年度中小企業者向け官公需確保のための基本方針

令和6年4月1日
大阪府官公需確保対策会議

官公需施策は、経営資源の脆弱な中小企業者にビジネスチャンスを提供するとともに企業の競争力を高める機会であり、大阪府において、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和41年法律第97号）に基づき、中小企業者の受注機会の増大を積極的に推進するものである。

このため本府では、予算の適正な執行に留意しつつ、より多くの府内中小企業者が官公需に参入しやすい環境を整備するための措置について、「令和5年度中小企業者向け官公需確保のための基本方針」を定める。

- 1 中小企業者向け契約目標
- 2 中小企業者の受注機会増大のための措置
 - (1) 前倒し発注の推進
 - (2) 東日本大震災、熊本地震、令和元年東日本台風及び令和2年7月豪雨等の影響を受けている府内中小企業者に対する配慮
 - (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する配慮
 - (4) 大阪府官公需総合相談センターなどを活用した積極的な情報提供
 - (5) 銘柄指定の廃止
 - (6) 分離・分割発注の推進
 - (7) 一般競争入札（条件付）等における受注機会の増大
 - (8) 官公需適格組合等の活用
 - (9) 地域産業資源を活用した物品等の発注
 - (10) 新規中小企業者の受注機会の増大
 - (11) 働き方改革関連等の動きを踏まえた発注時期の平準化と適正な納期、工期の設定
 - (12) 適正価格による発注
 - (13) 契約担当者への周知徹底
 - (14) 地方独立行政法人及び府指定出資法人に対する協力要請